

第 472 回 電力・ガス取引監視等委員会【第 1 部 公開開催】

議事録

日 時：令和 5 年 10 月 23 日(月) 13:00～13:06

場 所：経済産業省 本館 6 階東 1 応接会議室

出席者：横山委員長、岩船委員、北本委員、武田委員、圓尾委員

○横山委員長　それでは、ただいまから「第472回電力・ガス取引監視等委員会」を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりでございます。議題に入る前に、議事や資料の取扱いについて、事務局より御説明をお願いいたします。

○田中総務課長　本会合は、オンラインでの開催としております。なお、議事の模様は、インターネットで同時中継を行っています。

第 2 部の議題については、個別の民間企業の情報等を取り扱うことから、議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載することといたします。

会議資料について、情報公開請求があった場合には、その対応について、改めて御相談をするという扱いにしたいと考えております。

念のため、御確認いただきたく存じます。

○横山委員長　ただいま御説明がありましたように、「議事次第」において「第 2 部」として記載されている議題につきましては、非公開での開催とさせていただこうと考えておりますが、異存ございませんでしょうか。

(異存：なし)

それでは、今お話のあったとおりにさせていただきます。

それでは、議題の 1 「指定旧供給区域熱供給規程の変更認可に係る経済産業大臣からの意見聴取への対応方針について」に関しまして、下津取引監視課長から、御説明をお願いいたします。

○下津取引監視課長　それでは、「指定旧供給区域熱供給規程の変更認可に係る経済産業大臣からの意見聴取への対応方針」につきまして、御説明をいたします。資料は、右上に資料 3 とあるものでございます。

1 ページの冒頭、四角の中の(趣旨)でございますけれども、今月 16 日、みなし熱供給事業者であります東京熱供給株式会社から、経済産業大臣に対しまして、指定旧供給区域

熱供給規程の変更認可申請がございまして、経済産業大臣から当委員会に対しまして、認可に係る意見聴取がありましたので、当該意見聴取への対応方針につきまして、御審議いただきたいということでございます。

1. 経緯 でございます。

申請事業者は、東京熱供給株式会社でございまして、申請内容の中心は、東京都練馬区の光が丘団地地区、これは、現在の指定旧供給区域の中では最大の契約件数が存在する地区でございますが、その光が丘団地地区に供給する熱料金の値上げということでございます。

申請内容の詳細は、別紙でつけております。

これから我々事務局が、別紙に記載の申請内容について審査をするわけでございますけれども、本日、御説明をさせていただきたいのは、その審査方針についてということでございます。

実は、本件と同じ熱料金の値上げに係る指定旧供給区域の熱供給規程の変更認可につきましては、本年8月25日に、その査定結果について御審議をいただいたものがございまして、基本的には同じようにさせていただけないかということでございます。

具体的には、3. 4. に記載をしておりますけれども、既に作成されております指定旧供給区域熱供給規程料金算定要領、それから、指定旧供給区域熱供給規程料金審査要領がございまして、これら2つを踏まえつつ、これら算定要領なりで記載されていない事項もしくは記載されているけれども、少し抽象的な事項につきまして、資料3-3 でまとめておりますが、原価算定期間ですとか、需要想定等について、これらも審査していこうと考えております。

今、画面は 資料3-3 になります。前回も同じように、既に作成している算定要領なりで記載されていない事項ですとか、若干記載が抽象的な事項につきましては、こういう形で独自に論点をまとめましたけれども、今回も同じようにまとめております。

前回のものとの相違ということで言いますと、例えば(5)で、「雑給」というのがございます。これはパートさんとかのアルバイトのようではございますけれども、こういうものが入っております。(8)ですと、「冷温熱購入費」、それから(10)ですと、「固定資産除却費」、(14)の「控除項目」と、こういうものが前回とは異なる部分でございまして、こういう点も含めてしっかりと見ていこうと思っております。

標準処理期間が、申請書の受付から認可までに1月となっておりますところ、事務局で

審査をさせていただいて、その審査後、また、その審査結果を再度委員会に上程させていただきたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○横山委員長      どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いしたいと思います。

いかがでしょうか。――よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として、本申請に係る変更認可の審査を進めることとしてよろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり、まずは、事務局において審査をしていただくことといたします。

どうもありがとうございました。

それでは、第1部として予定した議題は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。

○田中総務課長      議事録につきましては、案が出来次第お送りしますので、御確認のほどよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○横山委員長      どうもありがとうございました。

それでは、これにて第1部を終了といたします。

――了――